

理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ムラのミライの理事会運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事会の総数の3分の1を超えてはならない。

3. 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規程は2024年2月19日から施行する。